第九条の三第五項	前三項	前三項（これらの規定を第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第四項	前条第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の四	第七条並びに第八条第一項、第二項	第七条（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第七条第一項	第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される第七条第一項
	前条第三項	前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第四項	同条第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第九条の六第一項
	同条第二項中「一月」	第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される第七条第二項中「一月」
	第八条第一項中	第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される第八条第一項中
	第六条第三項	第六条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第二項	前条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第九条の四	第九条の四（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第一項	前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第一項	前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第二項中「同条第二項」	第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される第八条第二項中「第五条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」
	第九条の二第二項	第九条の二第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

	第五条第二項	前項	項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		第八項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第四項	第一項	第八項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		第六条第三項	第一項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第五項	前項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第七項	第一項	前項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		同項第三号、第五号若しくは第七号から第十二号まで	第一項第三号、第五号若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号
		第五条第七項	第五条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第七条	第五条第三項	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第九条	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十条	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十一条第一項	第七条第一項	第七条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		この条及び第十三条	この条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十三条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第十一条第二項	第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）の規定	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第三号を除く。）（第十九条の二第二項